第六十三条の三第二項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第三項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十三条の四第二項中「以下この項及び」を削り、「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第三項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第七十四条第五項中「第十四条の二第一項各号」を「第十四条の三第一項各号」に、「場所」を「これらの規定に定める場所」に改める。

第七十四条の二第十七項中「、それぞれ」を削り、同条第十九項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二十項の表中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の五第三項」に改める。

第七十四条の三第二項の表中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の五第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第六十三条の三第二項及び第三項並びに第六十三条の四第二項及び第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税及び連結親法人（同法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第十三号中「（課税価格が一キログラムにつき百六十五円三十七銭以下のものに限る。）」を削る。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第六条中「石油樹脂」の下に「（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）」を加える。

第十四条第一項ただし書中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第三十二条第一項第十六号を削る。

第三十三条第四項中「第十六号」を「第十五号」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「五六、六〇〇トン」を「五一、八六〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二九年一〇月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「一二〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「四、一九一、九〇〇トン」を「四、一八一、五〇〇トン」に、「三三七、〇〇〇トン」を「三六二、〇〇〇トン」に、「一一〇、一〇〇トン」を「一二〇、五〇〇トン」に、「一一三、五〇〇トン」を「一〇四、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二九年一〇月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二三九、三〇〇トン」を「二七七、三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「一六五、六〇〇トン」を「一六五、六〇〇トン」に改める。